

訪問介護サービス重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人安城市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒446-0046 愛知県安城市赤松町大北78番地4
代表者（職名・氏名）	会長 神谷明文
設立年月日	昭和43年4月（法人登記）
電話番号	77-2941

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	指定訪問介護事業所 「安城市社会福祉協議会ホームヘルパーセンター」	
サービスの種類	訪問介護サービス	
事業所の所在地	〒446-0046 愛知県安城市赤松町大北78番地4	
電話番号	77-7663	
指定年月日・事業所番号	平成11年9月28日指定	2373100060
管理者の氏名	山崎健	
事業の実施地域	安城市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定居宅サービスを提供します。
運営の方針	利用者に対して入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行い、その有する能力に応じて自立した生活を営むことを支援することを目的とし、事業を行う。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換などを行います。 食事介助・・・食事の介助、水分補給などを行います。 移動介助・・・体位変換や移乗介助を行います。 身体整容・・・洗面介助や歯磨きや義歯の洗浄などを行います。 更衣介助・・・起床、就寝時の介助を行います。
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理・・・ご利用者様の食事の用意を行います。 洗濯・・・ご利用者様の洗濯を行います。 掃除・・・ご利用者様の居室等の掃除、ゴミ出しを行います。 買い物・・・ご利用者様の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前7時から午後9時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
従事者	常勤 7人	非常勤 21人
うち介護福祉士	常勤 7人	非常勤 12人
うち介護職員初任者研修等修了者	常勤 0人	非常勤 9人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用料」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 利用料

サービス名称		提供時間帯	基本利用料	利用料 (利用者負担額)		
				1割	2割	3割
身体介護	20分未満 (身体0)	昼間 (8:00～18:00)	1,865円	187円	373円	560円
	20分以上30分未満 (身体1)	昼間 (8:00～18:00)	2,792円	280円	559円	838円
	30分以上1時間未満 (身体2)	昼間 (8:00～18:00)	4,438円	444円	888円	1,332円
	1時間以上 1時間30分未満 (身体3)	昼間 (8:00～18:00)	6,502円	651円	1,301円	1,951円
生活援助	20分以上45分未満 (生活2)	昼間 (8:00～18:00)	2,052円	206円	441円	616円
	45分以上 (生活3)	昼間 (8:00～18:00)	2,521円	253円	505円	757円

身体 20 分以上 30 分未満 生活 20 分以上 45 分未満 (身体 1 生活 1)	昼間 (8:00～18:00)	3,542円	355円	709円	1,063円
身体 30 分以上 1 時間未満 生活 20 分以上 45 分未満 (身体 2 生活 1)	昼間 (8:00～18:00)	5,178円	518円	1,036円	1,554円
1 時間以上 1 時間 30 分未満 生活 20 分以上 45 分未満 (身体 3 生活 1)	昼間 (8:00～18:00)	7,241円	725円	1,449円	2,173円

※上記料金表には特定事業所加算Ⅱ、地域区分（安城市は「6 級地」10.42 円）を乗じています。

（２）時間外の利用料について

下記の時間帯にサービスを受けた場合、下表の時間帯区分による割増率を上記の利用者負担額に掛けた額が利用者負担額になります。

区分	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
割増率	25 %	25 %	50 %

(3) 加算

サービス名称	加算の要件	基本利用料	利用料 (利用者負担額)	
			1割	2割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,084円	1割	209円
			2割	417円
			3割	626円
緊急時訪問 介護加算	利用者やその家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき）	1,042円	1割	105円
			2割	209円
			3割	313円
生活機能向上 連携加算Ⅰ	理学療法士等が訪問せずに適切に把握したうえでサービス提供責任者に助言し、助言に基づき訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合（1月につき）	1,042円	1割	105円
			2割	209円
			3割	313円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション実施時に理学療法士等と同行し、共同して訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合（1月につき）	2,084円	1割	209円
			2割	417円
			3割	626円
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	所定単位数の10%を加算		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等を行うための加算	所定単位数の18.2%を加算		

※上記料金表には、地域区分（安城市は「6級地」10.42円）を乗じています。

（４）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	不要
利用予定日の当日	1,000円

（５）交通費

あなたの事情で、サービス提供の際に公共交通機関等を使用する場合には、本人及び訪問介護員に係る交通費等は、あなたに負担していただきます。

実施地域を超えて行う交通費は、その実費を徴収します。

- ① １キロメートルにつき３０円を徴収します。ただし、経路の通算が１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。
- ② 支払いについては利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をお願いします。

９．支払い方法

上記（１）から（２）までの利用料は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の２５日（祝休日の場合は翌営業日）に、ご指定された口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌々月の１０日（祝休日の場合は翌営業日）までに、下記の口座にお振り込みください。 （１）あいち中央農業協同組合 本店 普通預金 ００１０１８５ 社会福祉法人安城市社会福祉協議会 会長 神谷明文 （２）碧海信用金庫 本店 普通預金 ０９９４０３８ 社会福祉法人安城市社会福祉協議会 会長 神谷明文
現金払い	サービスを利用した月の翌々月の１０日（休業日の場合は直後の営業日）までに、現金でお支払いください。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、都道府県、担当の地域包括支援センター及び安城市等へ連絡を行うとともに記録を作成し、必要な措置を講じます。

12. 損害賠償保険の加入

事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本興亜損害保険
保険名	総合賠償責任保険
補償の内容	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

13. 事業者の責任によらない事由によるサービスの提供不能

契約の有効期間中、暴風雨、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの提供ができなくなった場合には、当該サービスを提供する義務を負いません。

14. 苦情等の受付

(1) 苦情の受付及びサービス利用等のご相談

担当	安城市社会福祉協議会 在宅福祉係長
受付時間	火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 77-7663 FAX 77-9651

(2) 第三者委員

地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場からサービスに対するご意見等をいただいています。下記事務局にご連絡をいただければ、「第三者委員」をご紹介します。

担当	安城市社会福祉協議会 総務係長
受付時間	火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前８時３０分～午後５時１５分 電話番号 ７７－２９４１ FAX ７３－０４３７

（３）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

安城市福祉部 高齢福祉課 介護保険係	所在地	〒４４６－８５０１ 安城市桜町１８番２３号		
	電話番号	７６－１１１１	FAX	７４－６７８９
	受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前８時３０分～午後５時１５分		
愛知県国民健康 保険団体連合会 介護保険課	所在地	〒４６１－８５３２ 名古屋市東区泉一丁目６番５号		
	電話番号	052-971-4165	FAX	052-962-8870
	受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前９時～午後５時		

１５．福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無

有

無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

１６．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為（社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の３第１項及び第２項に定める喀痰吸引等業務は除く）
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

（２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者 住所 安城市赤松町大北78番地4

指定訪問介護事業所

事業所名 「安城市社会福祉協議会ホームヘルパーセンター」

説明者職名 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項について説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏 名 _____ ⑩

ご本人が書名することが難しい場合は、署名の代行ができます。その場合、署名代行者の氏名をご記入ください。

署名代行者 氏 名 _____ ⑩

介護者等代表者 住所 _____

氏 名 _____ ⑩